

農業生産工程管理(GAP) の普及・拡大に向けて

平成28年4月
農林水産省
生産局 農業環境対策課

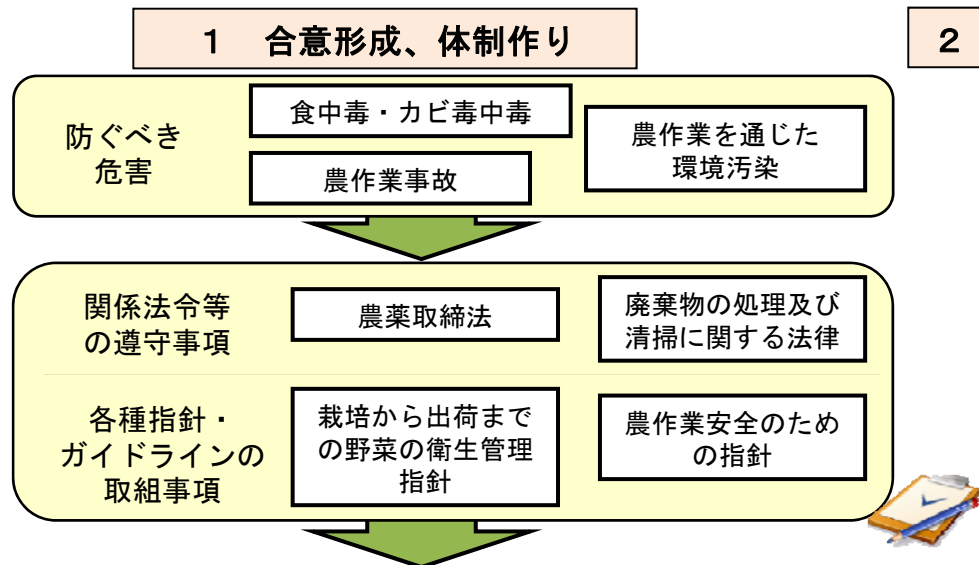
農業生産工程管理(GAP)とは

農業生産工程管理 (GAP: Good Agricultural Practice) とは、

・ 農業生産活動の持続性を確保する上で必要な

- ① 食品安全・環境保全・労働安全に関する法令等を遵守し、
 - ② これら事項の実施、記録、点検、評価のPDCAサイクルを回すことにより、
- 農業生産活動における各工程の**管理・改善を行う取組**である。

・ 民間等が規格を策定・運用する取組であるが、農林水産省では、一定水準以上のGAPの普及を図るため、我が国の農業生産活動において奨励すべき取組を共通基盤として明確化し、**「農業生産工程管理 (GAP) の共通基盤に関するガイドライン」** (平成22年4月) を策定。**ガイドラインに則したGAPの普及を推進。**

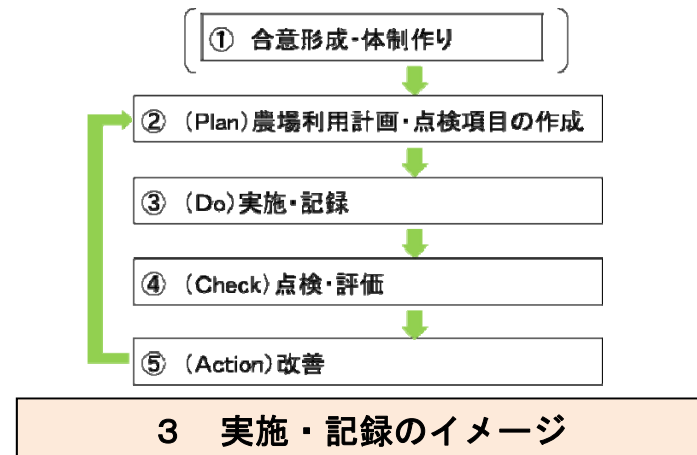


食品安全・環境保全・労働安全について実施すべき取組を明確化したものをGAPとして策定し、実施体制を構築

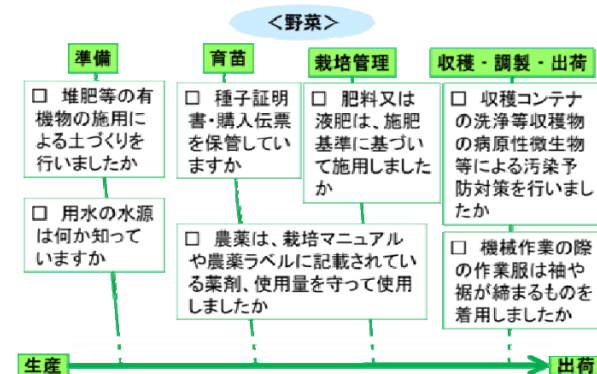
GAP導入の効果

- ・ 農産物の病原微生物等による汚染の低減等を通じた**食品の安全性向上**
- ・ 農薬や肥料による環境負荷の低減等を通じた**環境の保全**
- ・ 農作業中の事故の回避等を通じた**労働安全の確保**
- ・ 土壌診断を踏まえた肥料の適正施用等を通じた**資材コストの低減** 等

2 産地におけるPDCAサイクルによるGAPの実施体制



3 実施・記録のイメージ



農業生産工程管理(GAP)の定義

機関・団体	「GAP」の定義
国連食糧農業機関(FAO)	(仮訳)GAPとは、 農業生産の環境的、経済的及び社会的な持続性に向けた取組 であり、結果として安全で品質の良い食用及び非食用の農産物をもたらすものである。
農林水産省 : 農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン	農業生産工程管理(GAP: Good Agricultural Practice)とは、農業生産活動を行う上で必要な 関係法令等の内容に則して定められる点検項目 に沿って、農業生産活動の各工程の 正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動 のこと。

農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン

- 食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度を俯瞰し、我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組を明確化
作物独自に適用される法令指針等の有無、作物独自の生産工程の有無を踏まえて、以下の①～⑨の作物毎に取組事項を整理
 - ①野菜 ②米 ③麦 ④果樹 ⑤茶 ⑥飼料作物
 - ⑦その他の作物(食用:大豆等) ⑧その他の作物(非食用:花等) ⑨きのこ
- 作物毎の取組事項は以下の構成となっている

- **食品安全** **工程管理の内容**
ほ場環境の確認と衛生管理 農薬使用時の表示内容の確認 作業者等の衛生管理(野菜・果樹)
かび毒(DON・NIV)汚染の低減対策(麦) かび毒(パツリン)汚染の低減対策(果樹)
荒茶加工時の衛生管理(茶) 収穫・調製時の異物混入の防止対策 等
- **環境保全**
病害虫が発生しにくい環境づくり 都道府県の施肥基準等に即した施肥 堆肥等の有機物の施用
堆肥中の外来雑草種子の殺滅 廃棄物の適正な処理 有害鳥獣による被害防止対策 等
- **労働安全**
危険な作業等の把握 機械等の安全装備等の確認 農薬・燃料等の適切な管理 等
- **全般**
知的財産の保護・活用 登録品種の種苗の適切な使用 情報の記録・保管 等

工程管理の手法の実践

- ① 点検項目の策定(Plan) ② 農作業の実施、記録・保存(Do)
 - ③ 点検(Check) ④ 改善が必要な部分の把握・見直し(Action)
- (産地の責任者による内部点検等の客観的な点検の仕組みを付加)

様々なGAP

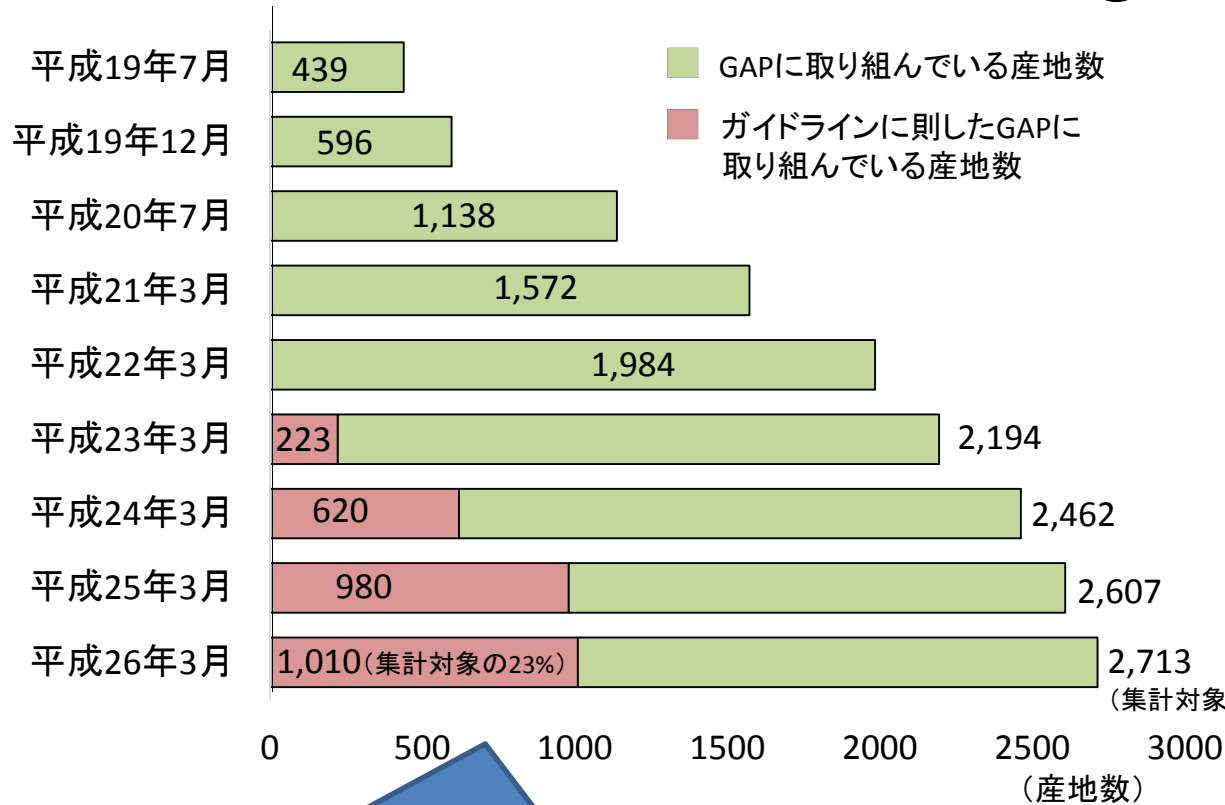
種類	運営主体	説明	ガイドライン 準拠状況※1	グローバル マーケット での活用状況
各都道府県のGAP	各都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県が独自に定めたGAP 一部の都道府県で第三者による認証を実施 	一部 ○	×
JAグループのGAP	JA、経済連	<ul style="list-style-type: none"> 各JAが独自に定めて取り組むGAP 一定の要件を満たすJAに対し、全農が認証システムを提供 	一部 ○	×
適正農業規範／農産物品質保証システム	日本生活協同組合連合会(産直事業委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 生協の「産直」商品を主な対象としたGAPの基準 生産者自身による点検と生協の二者点検を実施 	○	×
JGAP	(一財)日本GAP協会	<ul style="list-style-type: none"> 農業者、JA、大手小売業等が参加して開発 指導員を育成する仕組みをもつ 第三者による認証を実施 	○	アジアの一部で 外資系飲料メーカーが原料茶葉 調達に活用
GLOBALG.A.P.	FoodPLUS GmbH(ドイツに本部を置く非営利組織)	<ul style="list-style-type: none"> 欧州の流通小売の大手企業が主導して策定し生産者団体と調整して策定した取引要件としてのGAP 第三者による認証を実施 	○	GFSI※2承認スキーム(青果物のみ)

※1:農水省において策定した「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」(平成22年4月)に準拠したもの(一定水準以上のGAPの普及を図るため、我が国の農業生産活動において奨励すべき取組を共通基盤として明確化)。

※2:GFSI(Global Food Safety Initiative)とは、2000年にグローバルに展開する小売業者・食品製造業者等が集まり、食品安全の向上と消費者の信頼強化に向け発足した団体。食品安全リスクの低減とコストの最適化を目指し、多数ある食品安全認証スキームの標準化等の取組を行っている。

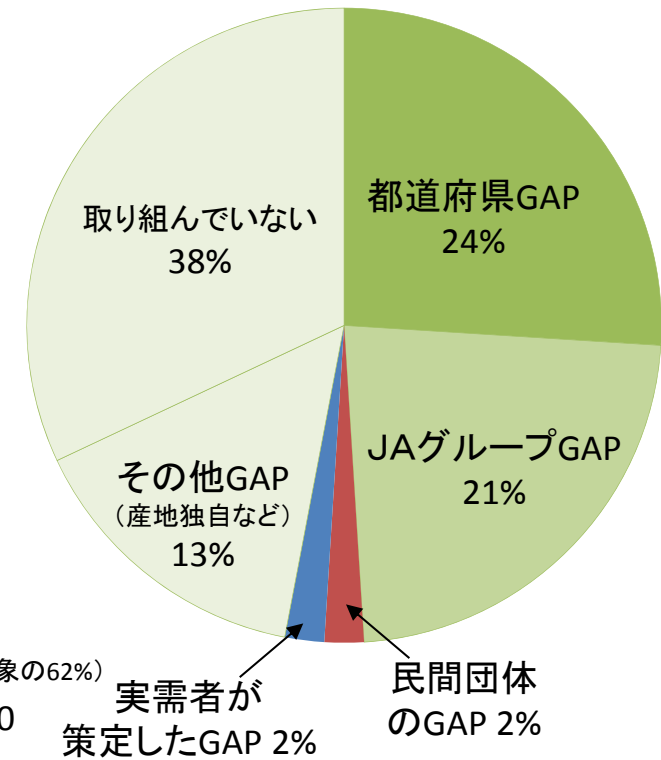
GAPの取組状況

① 導入産地数の推移



- 調査対象の約6割がGAPに取組
- ガイドラインに則したGAPに取り組んでいる産地は調査対象(4,410産地)の23%(1,010産地)

② GAPの種類別導入状況



農林水産省調べ(平成26年3月末現在)

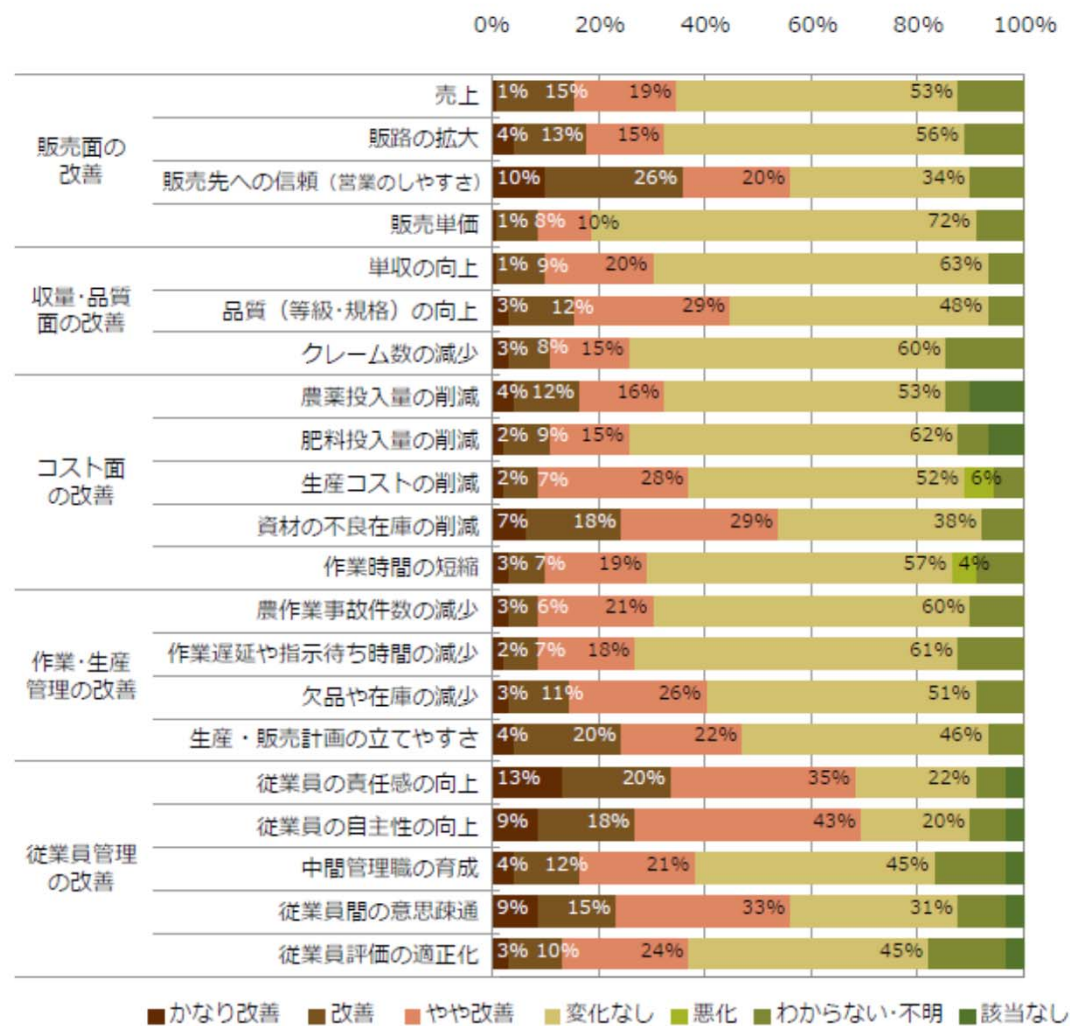
※集計対象は野菜、米、麦、果樹、大豆の産地強化計画等を作成している産地等(平成26年3月 4,410産地)。

(平成23年3月の結果は福島県を除く。)

JGAP導入による経営改善効果

○「販売先への信頼」が改善された→約5割
 ○「品質の向上」が図られた→約5割

○「資材の不良在庫」が削減→約5割
 ○「従業員の責任感」や「自主性」が向上→約7割



※該当なしには、無肥料、無農業栽培の農場や、従業員のいない農場が含まれる。

食料・農業・農村基本計画における方針

食料・農業・農村基本計画 (平成27年3月31日閣議決定)

(1) 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

① 科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化

ア 生産段階における取組

(前略) 農業者や産地において、農業生産工程管理 (GAP) の導入が進んでいるものの、取組の水準にばらつきが見られることから、農林水産省のガイドラインに則した一定水準以上のGAPの普及、拡大を推進する。

(4) グローバルマーケットの戦略的な開拓

① 官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進

イ 輸出阻害要因の解消等による輸出環境の整備

(前略) 具体的には、輸出先となる国や事業者等からも求められる、HACCP、ハラール、GLOBAL G. A. P. 等の認証取得を促進する。また、国際的な取引にも通用する (中略) GAPに関する規格・認証の仕組みの構築を推進する。

(7) コスト削減や高付加価値化を実現する生産・流通現場の技術革新等

② 先端技術の活用等による生産・流通システムの革新

イ 需要に応じた生産や高付加価値化を進めるための技術導入

(前略) 総合的病害虫・雑草管理 (IPM) やGAPの導入により、栽培管理や営農管理の改善、合理化を進める。

「日本再興戦略」におけるGAPの方針

輸出環境整備に焦点

- 輸出の際に、取引相手からGLOBALG.A.P.等の国際的に通用するGAPの取得を求められることがある。
- 輸出拡大を図る上では、国際的に通用するGAPの取得を推進する必要。

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）（抜粋）

iii) 輸出の促進等

① 輸出環境の整備

・我が国農産物の食品としての安全性向上と食産業の競争力強化のため、国際的に通用する規格の策定と我が国主導の国際規格づくりに取り組む。例えば、我が国農産物の生産工程管理については、国内で統一されていないことに加え、国際的な商流では受け入れられない場合がある。国内生産基盤の強化とともに海外バイヤーに訴求力のあるものとするよう、本年度から関係者の協議会を設け、輸出促進に向けたGAPの在り方の見直しを行う。

③ 輸出モデル地区・モデル品目等による成功事例の創出

HACCP認証、ハラール認証やGLOBALG.A.P.の取得などの輸出環境整備、卸売市場の活用等に取り組む地域を輸出モデル地区として支援するとともに、牛肉・茶・水産物等について先行して品目別輸出団体を整備することにより成功事例の創出に努める。

「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）（抜粋）

iii) 輸出の促進等

② 輸出の環境整備

・我が国農産物の食品安全性の向上や食産業の競争力強化のため、国際的な規格づくりとして、我が国発の輸出用GAPについて本年度中に規格を策定し、2017年度に規格の承認申請を行う。

農林水産省におけるGAPの検討・推進

- 農産物の取引の際に農業者がGAPの実践を求められることがある。
- 特に輸出の際には、食品の安全性等を担保するための手段(取引要件)として、国際的に通用するGLOBALG.A.P.*¹等の認証を求められることがある。

**・ガイドライン*²に則した一定水準以上のGAPの取組拡大を図るとともに、
・輸出を志向する農業者が、国際的に通用するGAPの認証取得に取り組みやすくする必要**

以下の取組を実施

GAP戦略協議会

GAPの課題解決に向けた議論を展開する場として平成27年3月に設立

(構成員)

学識経験者、農業者、農業団体、実需者(流通・小売)、GAP運営・普及団体、認定機関、マスコミ等

(検討事項)

- ・輸出促進に向けたGAPの推進
 - ・GAPガイドラインの普及、浸透
- 等

GAP体制強化・供給拡大事業(平成28年度 56百万円)

- ①ガイドラインに則したGAPの普及による、GAPの質の向上に向けた取組を支援。
- ②信頼性の向上に向け、第三者等がGAPの取組を確認・認証する仕組みの導入を支援
- ③我が国の農業の実情に沿うようGLOBALG.A.P.の運用改善、我が国の農業者が使いやすい輸出用GAPの検討に向けた取組に対する支援
- ④ICT技術を活用してGLOBALG.A.P.等の認証を取得する取組を支援

※1 GLOBALG.A.P.

・欧州の流通小売の大手企業が主導で策定した取引要件としてのGAP(我が国における認証取得数 340件:平成28年3月末現在)

※2 農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン

・食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度を俯瞰し、我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組、法令等との関連を明確化
・関係法令等に則して定められた取組項目の考え方は、農産物に関するGLOBALG.A.P.等の国際的に通用するGAPの点検項目の考え方とほぼ共通

農林水産省における農業生産工程管理(GAP)の取組について

食料・農業・農村基本計画 (平成27年3月31日閣議決定)

(1) 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

① 科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化

ア 生産段階における取組

(前略) 農業者や産地において、農業生産工程管理(GAP)の導入が進んでいるものの、取組の水準にばらつきが見られることから、農林水産省のガイドラインに則した一定水準以上のGAPの普及、拡大を推進する。

(4) グローバルマーケットの戦略的な開拓

① 官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進

イ 輸出阻害要因の解消等による輸出環境の整備

(前略) 具体的には、輸出先となる国や事業者等からも求められる、HACCP、ハラル、GLOBALG.A.P.等の認証取得を促進する。また、国際的な取引にも通用する(中略)GAPに関する規格・認証の仕組みの構築を推進する。

平成28年度の取組のポイント

○ GAP戦略協議会の議論を経てH28年4月に策定した、「アクションプラン」の実行

(ガイドライン準拠GAP取組産地数割合：2割(現状)→7割(30年度目標))

- ・ガイドラインに準拠したGAPを確認する仕組みを構築し、ガイドラインに準拠したGAPを公表(準拠していないGAPについては、取組項目の追加等を働きかけ)
 - ・重点的に推進する対象者・品目を明確化し、産地へGAPの取組を働きかけ(担い手、JAの生産部会(団体での導入を念頭))
 - ・指導者リストの作成及び農業大学校、全国農業会議所等研修・教育機関へGAPの教育の充実を働きかけ
- ※国の補助を受け、都道府県単位の協議会やJAによる研修の開催、普及資料の作成等を支援

○ GLOBALG.A.P.の認証取得促進

- ・解釈ガイドラインの作成
 - ・認証取得者や流通・小売業者への調査等により、認証取得に係る課題や、流通における利用実態を把握
- ※国の補助を受け、GLOBALG.A.P.協議会が実施

○ 国際的な取引にも通用する我が国発のGAPの推進

- ・国際的な取引にも通用するものとしてJGAPの高度化版の規格(JGAP Advance)を策定(5月公表予定)。
 - ・規格の英訳、参考資料、研修資料を策定し、普及を推進。
 - ・平成29年度の国際規格化を目指し、平成28年秋頃を目途に運用開始(10農場以上の認証を予定)。
- ※国の補助を受け、日本GAP協会が実施
※なお、現行のJGAPについては、JGAP Basicとして運用

GAP共通基盤ガイドラインに則したGAPの普及・拡大 に関するアクションプランのポイント

具体的な取組方向

- ① GAP共通基盤ガイドライン準拠確認する仕組みを構築し、ガイドラインに準拠したGAPを公表
- ② 重点的に推進する対象者・品目の明確化
 - ア GAPを通じた経営改善の意識が高い農業経営者(具体的には、いわゆる「担い手」、JAの生産部会(団体での導入を念頭)
 - イ 地域の状況を踏まえ、GAPの取組が少ない品目
- ③ GAPの普及・教育活動への支援
 - ア 普及指導員、営農指導員を含めてGAP実践に精通した指導者を育成・リスト化し、要望があったときに紹介
 - イ 研修・教育機関(農業高校、農業大学校、大学農学部、JA、都道府県、全国農業会議所等)に、GAPに関するプログラムの設定を要請
 - ウ 講師派遣、研修内容等のコーディネート
 - エ 普及指導員・営農指導員と斡旋した指導者が連携する取組を支援
- ④ GAPの周知活動
 - ア GAP共通基盤ガイドラインのパンフレット、手引き書等の作成・提供
 - イ 関係機関と連携し、農林水産省主催のシンポジウムを開催
 - ウ GAPに取り組む農業者等が互いの情報を共有・交換できる情報のネットワーク化の仕組み及び経営改善効果をわかりやすく示す指標を検討
- ⑤ GAPの利便性向上の取組
記帳の負担軽減、迅速な作業計画の策定及び経営の管理・改善に資するICTを活用したサービスの導入支援
- ⑥ グローバルマーケットを意識した農業者に対しては、ISO認証制度に則った第三者認証を備えるGAPの認証取得を促進

国際的に通用するGAPの推進の取組について(1)

～GLOBALG.A.P.の認証取得促進～

GLOBALG.A.P.

(特 徴)

1. 欧州を中心に世界的に広まりつつあり(124カ国、約16万件(2016年1月現在))汎用性が高いので、国際的認知度を高める取組が必要ない。

(課 題)

1. 日本企業の正会員(生産・小売)が小売業一社しかおらず、規格作りに対しての発言力が弱い。
2. 原文が英文であること、我が国の農業の実態に沿っていない部分もあるため、普及させるためには日本語版と解釈ガイドラインの作成が必要。
3. 改訂があればその度に翻訳や解釈ガイドラインの作成に時間・費用がかかる。
4. 現在は国内需要が低いため、審査員の維持や海外のスキームオーナーとのやりとりにかかるコストが割高になり、審査費用が高額(20万円～40万円台)になりがち。



国内の認証農場数が少ないが、運用改善で取得しやすくすることが可能



GLOBALG. A. P. の認証取得促進の取組

(27年度)

- 日本語版基準文書作成

(28年度)

- 解釈ガイドラインの作成
- 認証活用実態調査

- 記帳作業の負担軽減等のため、ICTを活用したサービス導入を支援

国際的に通用するGAPの推進の取組について(2)

～国際的な取引にも通用する我が国発のGAPの策定～

国際的な取引にも通用する我が国発のGAP

(特徴)

1. 我が国主導の規格であることから、農業者やGAP(ギャップ)の認証を行う機関の審査員が取り組みやすく、認証取得者の増加が見込まれる
2. 我が国の法令や指針等の見直しに合わせた規格の改訂が容易である
3. 国際的に通用する規格にすることを通じ、国際的なルール作りに参画することによる影響力の向上につながる事等が期待できる

(課題)

1. 国際的な規格となっても、事業者によっては、知名度のあるGLOBALG.A.P.の取得が望まれる可能性あり。このため、規格策定後に国際的認知度を高める取組を進める必要。



規格の策定や事業者への普及が必要だが、既存の認証農家を取りこみ、多くの国内普及が見込まれる



国際的な取引にも通用する我が国発のGAP検討の取組

(27年度)

- 穀物、青果物、茶及び団体管理用の基準書の作成
- 総合規則の作成

(28年度)

- 基準書の英訳、参考資料、研修資料の作成
- 審査・認証機関との契約及び運用開始

GAP体制強化・供給拡大事業

- インバウンド需要や輸出の拡大に向けて、我が国の安全で高品質な農産物をアピールするため、農業生産工程管理(GAP)の取組の高度化・普及の拡大を図る取組を支援します。
- さらに、国際的に通用するGAPの検討やICTサービスを活用したGAPの認証取得等の取組を支援します。

GAPの高度化・普及拡大に向けた取組

1 販路拡大等を目指したGAPの普及推進

国内のGAP取組レベルの底上げに向けて、ガイドラインに則したGAPの普及に向けた取組を支援します。

- 【事業内容】 ・ GAPの普及に向けた推進活動や普及資料の作成
 ・ 取組の更なる高度化に向けた研修会の開催や実践マニュアルの作成 等

【補助率】 1/2

【事業実施主体】 農業協同組合、協議会等



2 認証体制導入支援

信頼性の向上に向け、第三者等がGAPの取組を確認・認証する仕組みを導入する取組を支援します。

- 【事業内容】 ・ 確認体制導入検討会の開催
 ・ 審査員養成研修会の開催
 ・ 基準書の作成
 ・ 確認体制の実証及び検証

【補助率】 定額、1/2

【事業実施主体】 都道府県、農業協同組合 等



輸出促進に向けた取組

1 全国推進事業（27年度～29年度継続事業）

日本の農業者がGLOBALG. A. P. を取得しやすくするための運用改善、日本の農業者が使いやすい輸出用GAPの策定に向けた取組を支援します。

- 【事業内容】 ・ 検討会の開催
 ・ 国内外の実態調査
 ・ 国際規格化に向けた調整 等

【補助率】 定額、1/2

【事業実施主体】 民間団体等



2 ICTを活用した既存GAPの高度化支援

輸出を見据えた産地に対して、ICTサービスを活用して記帳作業の負担を軽減し、GLOBALG. A. P. 等を取組する取組を支援します。

- 【事業内容】 ・ 研修会の開催
 ・ ICTサービスの利用
 ・ GLOBALG. A. P. 等の認証取得

【補助率】 定額、1/2

【事業実施主体】 農業協同組合、農業生産法人 等

